



三重県公報

平成29年10月20日（金）

第 2948 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
728	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁 業 環 境 課)	2
729	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	2
730	同件	(同)	3
731	同件	(同)	3
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 収 確 保 課)	4
	河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河 川 課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(同)	5
	同件	(同)	5
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	5

告 示

三重県告示第 728 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	中型まき網漁業及び雑魚定置漁業
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）

三重県告示第 729 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田 泰徳

3 変更年月日

平成 29 年 7 月 5 日

4 変更理由

設置する者の代表者の変更のため

5 届出の日

平成 29 年 9 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 10 月 20 日から平成 30 年 2 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 730 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Bブロック）
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田 泰徳

- 3 変更年月日
平成 29 年 7 月 5 日
- 4 変更理由
設置する者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
平成 29 年 9 月 29 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 10 月 20 日から平成 30 年 2 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 731 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Cブロック）
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田 泰徳

- 3 変更年月日
平成 29 年 7 月 5 日
- 4 変更理由
設置する者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
平成 29 年 9 月 29 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 10 月 20 日から平成 30 年 2 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称
丸一石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県名張市蔵持町原出 1347-1
- 3 指定の取消しの年月日
平成 29 年 9 月 30 日

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名
二級河川奥川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備基本方針を定めた河川名

二級河川笹笛川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備基本方針を定めた河川名

二級河川田中川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県鈴鹿建設事務所及び三重県津建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備計画を定めた河川名

二級河川金剛川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備計画を定めた河川名

二級河川市木川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 29 年 10 月 6 日	中村土地・建築 代 表 中村 真也	伊勢市船江 2 丁目 11-25	伊勢市小俣町宮前 526-4	A	6.0	33.88

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
